

# 令和 6 年度湖西市役所庁舎空調用冷温水配管三方弁他取替修繕仕様書

## 1 件名

令和 6 年度湖西市役所庁舎空調用冷温水配管三方弁他取替修繕

## 2 履行場所

静岡県湖西市吉美 3268（湖西市役所庁舎）

## 3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4 調達機器の仕様等

別紙「令和 6 年度湖西市役所庁舎空調用冷温水配管三方弁他取替修繕設計書」に記載のとおり

## 5 工程について

- ①原則、開庁時間（8：30-17：15）外又は土曜、日曜、祝日等に実施するものとする。なお、やむを得ず開庁時間内に実施する場合は、事前に発注者と協議すること。
- ②天災又は社会情勢の変化により、やむを得ず期間内に履行することが困難となる場合は、別途協議により履行期間を変更することができる。なお、履行期間延長による契約額の変更は行わない。

## 6 既設空調機の撤去・処分等

- ①既存設備の撤去・処分に要する撤去工事料、撤去管理料、運送料等の費用は受注者の負担とする。
- ②梱包用資材等は、特に指示がない限り持ち帰ること。
- ③撤去品や作業に伴い発生する廃材等は受注者の責任及び費用負担において適法に処分すること。

## 7 作業について

- ①機器の設置作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。なお、確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること
- ②施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者と協議したうえで対策等を実施すること。
- ③発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④納入・設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。発注者の建築物・工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において現状に復旧すること。
- ⑤作業員の駐車場、資材置場は別紙 1 を参照すること。
- ⑥休憩所は用意しない。ただし、受注者の負担で休憩所を設置する場合は、発注者と協議により決定する。トイレは市役所庁舎内のトイレを使用可能とする。また、敷地内は全面禁煙とする。

- ⑦開庁時に作業をする場合は、駐車場利用者の安全対策を実施すること。
- ⑧各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること
- ⑨作業に関連する法規及び設置する機器の施工管理要領等を遵守すること。また、必要に応じて機器のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。

## 8 書類の提出

- ①受注者は入札終了後、本修繕に係る内訳書（設計書）を提出すること。
- ②受注者は、契約後速やかに作業工程表を作成し、発注者と調整を行うこと。
- ③受注者は修繕工事完了後速やかに作業工程写真等を添付した完了報告書を提出すること。

## 9 支払い方法

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

## 10 その他

本仕様書の定めのない事項、又はこの仕様書についての疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。